

リバースチャージ方式による申告

特定課税仕入れがある場合の消費税の計算方法を説明します。

リバースチャージ方式

国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

リバースチャージ方式による申告

国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

1. リバースチャージ方式による申告が必要な事業者

申告の対象となる課税期間において「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を受けた場合で、その課税期間について一般課税により申告する事業者で、課税売上割合が95%未満の事業者

2. リバースチャージ方式による申告方法等

リバースチャージ方式による申告における課税標準額等は、次のとおりとなります。

① 課税標準額

国内事業者自身が行った課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額が、当該課税期間における課税標準額となります（1,000 円未満切捨て）。

② 仕入税額控除の対象となる消費税額

特定課税仕入れ以外の課税仕入れに係る支払対価の額に6.3/108を掛けた金額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額に6.3/100を掛けた金額の合計額が、当該課税期間における仕入税額控除の対象となる消費税額となります。

注意

課税売上割合が95%以上の事業者や、簡易課税制度が適用される事業者については、「特定課税仕入れ」を行った場合でも、経過措置により当分の間、「特定課税仕入れ」はなかったものとして、消費税法が適用されます。したがって、消費税の申告の際に課税標準及び課税仕入れのいずれにも含まれず、リバースチャージ方式による申告も必要はありません。

《特定課税仕入れがある場合の申告書の記載方法》

課税売上割合が95%未満で、特定課税仕入れがある場合の申告書の記載方法については、次の設例に基づいて説明します（申告書、別表【特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書】及び付表2を使用します。）。

I 課税売上等額の金額の区分

課税期間（平成30年1月1日～12月31日）中の売上高を課税売上高、免税売上高、非課税売上高に区分して集計します。また、特定課税仕入れがある場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額が課税標準となりますので、課税仕入れのうち、特定課税仕入れの金額とそれ以外の金額とに区分して集計します。

設例 乙野商店の場合

乙野商店の平成30年分の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

	(単位：円)
1 課税期間中の売上高	
(1) 課税売上高（税込み）	54,000,000
(2) 非課税売上高	24,000,000
2 課税期間中の課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。）の金額（税込み）	32,400,000
（内訳）課税売上げにのみ要するもの	21,600,000
非課税売上げにのみ要するもの	7,560,000
課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	3,240,000
3 課税期間中の特定課税仕入れの金額	800,000
（内訳）課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	800,000

課税取引金額計算表〔表イ〕B欄には、特定課税仕入れに係る支払対価の額を含めて記入します。なお、B欄に含まれている特定課税仕入れの額を別表③欄及び付表2⑩欄へ移記します。

〔表イ〕

課税取引金額計算表		A		B		C (A+B)	
課税取引金額		課税取引金額		課税取引金額		課税取引金額	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
売上（収入）金額	①	仕入（支払）金額	②	特定課税仕入れ	③	特定課税仕入れ	④
売上（収入）税額	⑤	仕入（支払）税額	⑥	特定課税仕入れ	⑦	特定課税仕入れ	⑧
売上（収入）合計	⑨	仕入（支払）合計	⑩	特定課税仕入れ	⑪	特定課税仕入れ	⑫
売上（収入）平均率	⑬	仕入（支払）平均率	⑭	特定課税仕入れ	⑮	特定課税仕入れ	⑯
売上（収入）平均率	⑰	仕入（支払）平均率	⑱	特定課税仕入れ	⑲	特定課税仕入れ	⑳
売上（収入）平均率	㉑	仕入（支払）平均率	㉒	特定課税仕入れ	㉓	特定課税仕入れ	㉔
売上（収入）平均率	㉕	仕入（支払）平均率	㉖	特定課税仕入れ	㉗	特定課税仕入れ	㉘
売上（収入）平均率	㉙	仕入（支払）平均率	㉚	特定課税仕入れ	㉛	特定課税仕入れ	㉜
売上（収入）平均率	㉝	仕入（支払）平均率	㉞	特定課税仕入れ	㉟	特定課税仕入れ	㊱
売上（収入）平均率	㊲	仕入（支払）平均率	㊳	特定課税仕入れ	㊴	特定課税仕入れ	㊵
売上（収入）平均率	㊶	仕入（支払）平均率	㊷	特定課税仕入れ	㊸	特定課税仕入れ	㊹
売上（収入）平均率	㊺	仕入（支払）平均率	㊻	特定課税仕入れ	㊼	特定課税仕入れ	㊽
売上（収入）平均率	㊾	仕入（支払）平均率	㊿	特定課税仕入れ	㊿	特定課税仕入れ	㊿

II 申告書の記載方法

■ 1 課税標準額を計算する（申告書①）

申告書①欄は別表①欄から転記しますので、先に別表を作成します。

◇別表の作成

(1) 別表②欄

課税売上高（税込み）に 100/108 を掛けて計算した金額を記入します。

$$54,000,000 \text{ 円（課税売上高（税込み））} \times 100/108 = 50,000,000 \text{ 円}$$

(2) 別表③欄

特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入します。

設例の場合は、特定課税仕入れの金額 800,000 円を記入します。

(3) 別表①欄

(1)の金額及び(2)の金額を合計し、1,000 円未満の端数を切り捨てた金額を記入します。

$$50,000,000 \text{ 円} + 800,000 \text{ 円} = 50,800,000 \text{ 円}$$

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に計算します。

(4) 別表「②及び③の内訳」欄

「3%分」、「4%分」又は「6.3%分」が適用される課税資産の譲渡等の対価の額、特定課税仕入れに係る支払対価の額及び合計をそれぞれの区分に応じた欄に記入します。

別表の作成が終わったら、別表①欄の金額を申告書①欄に転記し、申告書の残りの項目の計算に戻ります。

■ 2 消費税額を計算する（申告書②）

1で算出した課税標準額に消費税（国税）の税率 6.3%を掛けて、消費税額を計算します。この計算結果を申告書②欄に記入します。

$$50,800,000 \text{ 円（課税標準額）} \times 6.3\% = 3,200,400 \text{ 円}$$

■ 3 控除過大調整税額と控除対象仕入税額及び課税資産の譲渡等の対価の額と資産の譲渡等の対価の額を記入する（申告書③、④、⑮、⑯）

この欄は付表2から転記しますので、ここで付表2を作成します。

◇「付表2」の作成

(1) 付表2①欄

$$54,000,000 \text{ 円（課税売上高（税込み））} \times 100/108 = 50,000,000 \text{ 円}$$

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に 100/108 を掛けた金額が①欄の金額となります。

(2) 付表2⑥欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記入します。

設例の場合は、非課税売上高 24,000,000 円を記入します。

（注）課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要になる場合があります。

(3) 付表2「課税売上割合（④／⑦）」欄

$$\frac{50,000,000 \text{ 円（課税売上額（税抜き））}}{50,000,000 \text{ 円（課税売上額（税抜き））} + 24,000,000 \text{ 円（非課税売上額）}} = 67.567\ldots\% < 95\% \quad \left(\begin{array}{l} \text{※ 課税売上割合が 95\% 未満なので、特定課} \\ \text{税仕入れについて申告が必要となります。} \end{array} \right)$$

（注）課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(4) 付表2⑧欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記入します。なお、控除しきれない場合は、所轄の税務署にご相談ください。

設例の場合は、課税仕入れの金額（税込み）32,400,000 円を記入します。

（注）課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入高から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記入します。

(5) 付表2⑨欄

$$32,400,000 \text{ 円（⑧欄（課税仕入れの金額（税込み）））} \times 6.3/108 = 1,890,000 \text{ 円}$$

(6) 付表2⑩欄

課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記入します。なお、控除しきれない場合は、所轄の税務署にご相談ください。

設例の場合は、特定課税仕入れの金額 800,000 円を記入します。

（注）特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入高から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額を記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

$$800,000 \text{ 円 (⑩欄 (特定課税仕入れの金額))} \\ \times 6.3/100 = 50,400 \text{ 円}$$

設例の場合は、個別対応方式を選択しますので、⑯～⑱欄に記入します。

課税仕入れのうち課税売上げにのみ要するもの

$$21,600,000 \text{ 円} \times 6.3/108 = 1,260,000 \text{ 円}$$

課税仕入れのうち共通して要するもの

$$3,240,000 \text{ 円} \times 6.3/108 = 189,000 \text{ 円}$$

特定課税仕入れのうち共通して要するもの

$$800,000 \text{ 円} \times 6.3/100 = 50,400 \text{ 円}$$

$$189,000 \text{ 円} + 50,400 \text{ 円} = 239,400 \text{ 円}$$

$$\frac{1,260,000 \text{ 円} + (239,400 \text{ 円} \times 50,000,000 \text{ 円} \text{ (④欄)})}{74,000,000 \text{ 円} \text{ (⑦欄)}} = 1,421,756 \text{ 円}$$

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ②②欄の計算式による計算結果がマイナス（負の値）の場合には、その金額を②③欄に記入します。

step.21～24（14～15ページ）を参照し、記入してください。

step.26～31（16～17ページ）を参照し、記入してください。

18 ページを参照し、記入してください。

なお、「参考事項」欄の「特定課税仕入れに係る別表の提出有」欄に○印をつけます。

[illegible]

第28-(1)号様式

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		30・1・1～30・12・31		氏名又は名称		乙野 太郎	
項 目		金 額					
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	50,000,000	円			
	免 税 売 上 額	②					
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	50,000,000			※申告上の金額	
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	50,000,000				
	非 課 税 売 上 額	⑥	24,000,000				
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	74,000,000			※申告上の金額	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)				67.5 %		※取組期前	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	32,400,000	※注3参照			
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	1,890,000	※注3参照			
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩	800,000	※注3参照 ※上記課税売上割合が90%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください			
	特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪	50,400				
	課税貨物に係る消費税額	⑫					
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬					
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)	⑭	1,940,400				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑤の金額)	⑮						
課税売上高が5億円未満の場合又は 課税売上割合が95%未満の場合	⑤のうち、課税売上上げにのみ要するもの	⑯	1,260,000				
	⑤のうち、課税売上上げと非課税売上上げに共通して要するもの	⑰	239,400				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑤×⑯+⑤×⑰)	⑱	1,421,756				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑤×④/⑦)	⑲					
	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳					
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑					
	控 除 対 象 仕 入 税 額 (⑱、㉑又は⑲の金額)±㉒±㉓がプラスの時	㉒	1,421,756			※申告上の金額	
控 除 対 象 大 調 整 税 額 (⑱、㉑又は⑲の金額)±㉒±㉓がマイナスの時	㉓				※申告上の金額		
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉔				※申告上の金額	

注意1 金額の計算には、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑤及び⑮欄には、併せて、別記1、別記2など仕入対象の金額がある場合(仕入対象の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く)には、その金額を別記1、2の欄に記載する。

3 上記2に該当する場合には、⑤又は⑮欄には次の方式により計算した金額を記入する。

$$\begin{aligned} \text{課税仕入れに係る消費税額} &= \left\{ \text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対象の返還等の金額を控除する前の税込み金額)} \times \frac{6.3}{108} \right\} - \left\{ \text{仕入対象の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right\} \\ &\quad - \left\{ \text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れの返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right\} - \left\{ \text{特定課税仕入れ対象の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right\} \end{aligned}$$

4 ⑤及び⑮欄は、課税売上割合が90%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。なお、消費税(⑪)割合が90%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ⑮欄に記載のものは、記載のある場合、その合計金額を申告書(別記)に記入する。

(平成22.10.15現在)税務調査用紙

G K O 5 0 1

第27-(3)号様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

納税地	千代田区神田錦町〇-〇
(通信番号)	03-0000-0000
(フリガナ) 会社名又は名称	オゾンショウテン 乙野商店
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	オズノ タロウ 乙野 太郎

登録番号	
------	--

自平成 30年 / 1月 / 1日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

(申告書 平成 年 月 日)
(の場合)
対象期間 至 平成 年 月 日

至 平成 30年 / 12月 / 31日

課税標準額内訳	課税標準額		①	
	課税資産の譲渡等の対価の額	(申告書①欄へ)	②	③
課税標準額の計	特定課税仕入れに係る支払対価の額		④	⑤
返還等対価に係る税額	特定課税仕入れに係る返還等対価に係る税額		⑥	⑦
控除税額の計	先上げの返還等対価に係る税額		⑧	⑨
返還等対価に係る税額の内	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額		⑩	⑪

区分	3%分		4%分		6.3%分	
	円	千円	円	千円	円	千円
課税資産の譲渡等の対価の額					50,000,000	
特定課税仕入れに係る支払対価の額					800,000	
合計		千円		千円	50,800	千円

○ この別表は、当該課税期間について、次のイからハの全てに該当する場合に提出が必要です。

イ 一般課税により申告する（簡易課税制度の適用を受けない）。
ロ 課税売上割合が95%未満である。
ハ 特定課税仕入れがある。

当課税期間について、次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、特定課税仕入れを行ったとしても、その特定課税仕入れはなかったものとされる。

(イ) 一般課税により申告する課税期間であって、その課税売上割合が95%以上である課税期間
(ロ) 簡易課税制度の適用を受ける課税期間としたので、イ又はロに該当する課税期間の定率申告では、その特定課税仕入れは課税標準額、仕入控除額のいずれもきかれずゼロのため、原則、この別表の提出は必要ありません。

ただし、イ又はロに該当する課税期間であっても、前課税期間以前の課税期間において、特定課税仕入れに係る課税標準額について申告を行った事業者で、当該課税期間に、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたときは、この別表の提出が必要である。

詳しくは、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載しているパンフレットやQ&Aをご参照ください。